

受配者指定寄付金 Q & A

8 現物寄付について

※必ず、事業団へ事前にご相談ください。

Q 8-1 現物寄付は、受配者指定寄付金の対象となりますか。また、対象となる場合、受入れが可能なものについて教えてください。

A 8-1 寄付金は金銭寄付を原則としますが、教育研究に直接必要な現物で、寄付者への直接の反対給付を図るものでなければ受配者指定寄付金の対象となります。受配者指定寄付金の対象となる現物寄付は、金銭以外の動産および不動産の寄付となります。寄付額については、法人税法第37条第7項により時価評価、つまり贈与された時点における当該資産の取得のために通常要する価額となります。

具体的な対象は以下のとおりです。

- ① 教育研究の用に供する土地
- ② 教育研究の用に供する建物
- ③ 教育研究の用に供する構築物
- ④ 教育研究用機器備品【資産計上基準にみたない「用品」を含む】
- ⑤ 図書
- ⑥ 教育研究の用に供する有価証券 等

Q 8-2 現物寄付として対象にならないものを教えてください。

Q 8-2 受配者指定寄付金の現物寄付として対象とならないものの例は以下のとおりです。

- ① 修理や運送等の役務の提供
- ② 学校等の新設又は移転等による大規模なもの
- ③ 事業団に不動産取得税が課税されるもの
- ④ 時価評価が算出できないもの 等

Q 8-3 個人からの現物寄付の申し出がありますが、受配者指定寄付金を利用できますか。

A 8-3 個人からの現物寄付については、みなし譲渡所得課税の問題があるため事業団では取り扱いができません。

ただし、このみなし譲渡所得課税については、租税特別措置法第40条第1項の規定により、学校法人が所轄税務署を経由して国税庁長官の承認を得れば非課税となります。

詳しくは「文部科学大臣所轄学校法人への現物寄付に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定に基づく国税庁長官の非課税承認を受けるための要件の緩和等について（通知）」（平成15年4月28日付け15文科高第103号）をご覧ください。

受配者指定寄付金 Q & A

8 現物寄付について

※必ず、事業団へ事前にご相談ください。

Q 8-4 企業等法人から教育研究用機器備品の現物寄付の申し出があります。受入れから配付までの事務手続きについて教えてください。

A 8-4

- (1) 事業団に対して寄付物件についての説明をします。
- (2) 学校法人と事業団と寄付者で協議のうえ、受入日及び配付日を決定します。受入日と配付日は同一日になりますが、事業団に連絡をした日からおおむね1か月後になります。
- (3) 事業団に以下の書類を提出します。
 - ① 「寄付申込書（様式1-1）」
【「寄付金の額」の金額は、⑤の価格証明書の金額と一致させてください】
 - ② 「受配者指定寄付金に係る確認書（様式1-2）」
【「寄付申込書」の金額が1,000万円以上の場合必要です】
 - ③ 「寄付金配付申請書（様式2-1）」
【「3 受入先金融機関」は空欄となります。】
 - ④ 「寄付事業の概要（様式2-2）」
 - ⑤ 寄付物件に係る価格証明書
【不動産の場合は鑑定士の作成した鑑定書等になります】
 - ⑥ 寄付者である企業等法人の会社案内
 - ⑦ 寄付物件の詳細がわかるもの（例：カタログなど）
【カタログがない場合は寄付物件の写真】
 - ⑧ その他事業団が特に必要とする資料
- (4) 事業団による審査後、学校法人に「現物寄付金配付決定通知」が送付されますので、その後、寄付者から学校法人への所有権移転等の手続きを行います。
- (5) 所有権移転後、事業団から「寄付金受領書」を学校法人に送付しますので、寄付者にお渡しください。
※ 寄付物件の贈与に係る手続き（所有権の移転、物品の受け渡し、名義変更等）が終了しているものについては、受配者指定寄付金としての取り扱いはできませんので、ご注意ください。

Q 8-5 企業等法人から研究に使用していた機器について学生用の実習機器として寄付したい旨の申し出がありました。中古機器についても現物寄付として受配者指定寄付金を利用することは可能でしょうか。

A 8-5 受配者指定寄付金では現物寄付の要件において「時価評価が算出できるもの」としていません。一般的に時価評価できない場合の多くは簿価を評価額とするケースが多いようですが、受配者指定寄付金では、簿価による評価額を認めていないこと、寄付物件が流通性に乏しく時価の算出が困難であること等により、中古機器については取り扱わないこととしています。

なお、美術品などのように第三者により評価額の算出が可能なもので、かつ、流通性のあるものについては対象となることもありますので事前にご相談ください。